

○国家公務員宿舎事務処理実績の報告等について

〔昭和48年6月27日〕
〔蔵理第2786号〕

改正 平成元年4月1日蔵理第1668号

令和元年7月5日財理第2378号

令和2年4月24日財理第1462号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

国家公務員宿舎事務取扱準則(昭和34年大蔵省訓令特第6号。以下「準則」という。)第6条第3項の規定に基づく報告の取扱いについては、下記1により取り扱うこととし、準則第6条第1項により処理したものについては下記2により報告することとしたから、通知する。

なお、この通達は、昭和47年度にかかるものから適用することとし、本年度報告分については、7月15日までに報告されたい。

おつて、昭和43年12月2日付蔵理第2792号「国家公務員宿舎事務取扱準則第6条第2項に規定する設置計画変更報告等の取扱いについて」通達は、廃止する。

記

- 1 準則第6条第3項の規定により設置計画の変更の内容を報告するものについては、別紙第1号様式による。
- 2 準則第8条第1項に掲げる協議を受けて処理したものについては、別紙第2号様式による。
- 3 提出期限は、翌年度の5月31日までとする。

作成要領

- 1 法第 4 条第 1 項の規定により設置すべき宿舎にかかるもの（以下「法第 4 条第 1 項関係」という。第 2 号様式において同じ。）と法第 4 条第 2 項第 2 号の規定により設置すべき宿舎にかかるもの（以下「法第 4 条第 2 項関係」という。第 2 号様式において同じ。）とは別葉とし、さらに設置計画の変更の態様別（「追加計画」及び「削除計画」をいう。ただし、現に設置計画で定められているものを改定するものにあつては、新計画を追加計画と、旧計画を削除計画とみなすものとする。）にそれぞれ別葉とする。
- 2 「省庁名（組織名）」欄は、法第 4 条第 1 項関係にあつては、昭和 59 年 8 月 27 日付蔵理第 2992 号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達の別紙 4 に掲げる省庁ごとに、法第 4 条第 2 項関係にあつては、同通達の別紙 3 に掲げる宿舎の組織（9 に掲げる宿舎については、「農林水産省（公共事業費）」のように省庁名を冠記する。）ごとにそれぞれ記入する。
- 3 「件数」欄は、1 の処理事案を 1 件として計上するものとするが、この場合において、建物（家屋又は家屋の部分をいう。以下同じ。）と建物以外のものを合わせて処理したものについては、建物を 1 件、建物以外のものを各区分ごとに（1）件として計上し、土地と付帯施設等を合わせて処理したものについては、土地を 1 件、付帯施設等を（1）件として計上する（第 2 号様式の件数欄の記入について同じ。）。
ただし、現に設置計画で定められているものを改定するものについては、新計画を 1 件（2 以上の区分を合わせて処理したものは、前記の取扱いと同様とする。）、旧計画を（1）件（2 以上の区分を合わせて処理したものは、各区分ごとに（1）件とする。）として計上する。
- 4 「数量」欄は、建物にあつては、戸数を、土地にあつては、面積（1 件ごとに平方メートル未満の端数を切り捨てる。）をそれぞれ記入する（第 2 号様式の数量欄の記入について同じ。）。
- 5 国家公務員宿舎事務取扱準則第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる設置計画の変更又は宅地造成にかかる設置計画の変更等建物の戸数又は土地の面積の増加若しくは減少を伴わないものについては、設置地の変更等欄に件数のみを計上する。

第 2 号様式

国家公務員宿舎事務処理実績報告書（令和 年度）

財務局

区 分	法第 13 条の 2 の規定による協議						令 2 条 の規定 による 協議	令 9 条 の規定 による 協議	規則第 16 条第 3 項 の規定に よる協議	規則第 16 条第 4 項 の規定に よる協議	合同宿舎の 廃止		維持管理機関の変更				
	廃止の協議		維持管理機 関の変更の 協議		種類の変更 の協議								合同宿舎を 省庁別宿舎 としたもの		省庁別宿舎 を合同宿舎 としたもの		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量							件数	数量	件数	数量	件数
法第 4 条 第 1 項関係	建 物																
	土 地																
	付帯施設等																
法第 4 条 第 2 項関係	建 物																
	土 地																
	付帯施設等																
合計	建 物																
	土 地																
	付帯施設等																

作成要領

- 1 財務局長権限で処理したもの及び本省の承認又は指示を得て処理したものについて記入する。
- 2 法第 13 条の 2 の規定による協議で、維持管理機関の変更又は種類の変更に伴い、法第 4 条第 1 項関係と法第 4 条第 2 項関係とが異なる場合には、変更する前の区分によつて記入する。この場合にあつては、変更した後の区分の数量欄にも（ ）外書きであわせて記入する。
- 3 「維持管理機関の変更」欄は、省庁別宿舎をもつて法第 4 条第 1 項関係と法第 4 条第 2 項関係とに区分する。